

○期末手当及び勤勉手当に関する規則

平成7年11月1日

規則第24号

改正	平成11年3月5日	規則第7号	平成28年3月28日	規則第4号
	平成12年2月28日	規則第3号	平成29年2月7日	規則第5号
	平成13年9月20日	規則第3号	平成30年2月19日	規則第1号
	平成16年3月15日	規則第2号	平成31年2月15日	規則第1号
	平成17年12月22日	規則第5号	令和2年2月5日	規則第2号
	平成20年3月26日	規則第1号	令和7年5月29日	規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第16号。以下「条例」という。）第28条から第29条までに規定する期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(期末手当の支給を受ける職員)

第2条 条例第28条第1項前段の規定により、期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
- (2) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- (3) 停職者（法第29条の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第14号。以下「育児休業条例」という。）第5条の3第1項に規定する職員以外の職員

2 条例第28条第1項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項各号の一に該当する職員であった者
- (2) その退職又は失職の後基準日までの間において条例の適用を受ける職員となった者
- (3) その退職に引き続き次に掲げる者となった者

ア 国家公務員

イ 他の地方公共団体の職員（期末手当及び勤勉手当の支給について、条例の適用を受ける職員としての在職期間を、その地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の職員となった者に限る。以下同じ。）

3 条例第32条第7項ただし書の規則で定める職員は、前項第2号及び第3号に規定する職員とする。

(期末手当基礎額につき加算を受ける職員)

第3条 条例第28条第4項のその職務の級が3級で規則で定める号給以上の職員は、3級9号給以上の職員とする。

(加算額の支給区分)

第4条 条例第28条第4項の職制上の階級、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分は、別表第1給料表の欄の区分及び職員の欄の区分に応じ、同表支給区分の欄に掲げる区分（以下「支給区分」という。）とする。

(加算額の支給割合)

第5条 条例第28条第4項の規則で定める割合は、支給区分Ⅰに属する職員にあっては100分の15、支給区分Ⅱに属する職員にあっては100分の10、支給区分Ⅲに属する職員にあっては100分の5とする。ただし、給料表の適用を異にして異動した職員で、当該異動の直後の支給割合が当該異動の直前の支給割合を下回ることとなる職員のうち、当該任用の実態等を考慮して管理者が特に必要と認める者の支給割合は、前条に規定する当該職員の支給割合に100分の5を加えた割合とする。

(期末手当にかかる在職期間)

第6条 条例第28条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 停職にされていた期間については、その全期間
- (2) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間（ただし、条例第32条第1項の規定の適用を受けた者を除く。）
- (3) 育児休業をした期間については、その2分の1の期間

第6条の2 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者（非常勤である者を除く。）が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

- (1) 国家公務員
- (2) 他の地方公共団体の職員

2 前項に規定する在職期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

(一時差止処分に係る在職期間)

第6条の3 条例第28条の2及び第28条の3（条例第29条第5項及び第32条第8項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 第6条の2第1項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合においては、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(一時差止処分の手続)

第6条の4 任命権者は、条例第28条の3第1項（条例第29条第5項及び第32条第8項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で管理者に通知しなければならない。

第6条の5 任命権者は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

2 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を公示することをもってこれに代えることができるものとし、その公示された日から2週間を経過した日に文書の交付があったものとみなす。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続き等)

第6条の6 条例第28条の3第2項（条例第29条第5項及び第32条第8項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で任命権者に対して行わなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第6条の7 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者及び管理者に対し、速やかにその旨を書面で通知しなければならない。

(審査請求の教示)

第6条の8 条例第28条の3第6項(条例第29条第5項及び第32条第8項において準用する場合を含む。)に規定する説明書には、一時差止処分について、管理者に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求期間を記載しなければならない。

第6条の9 第6条の3から前条までに定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は管理者が定める。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第7条 条例第29条第1項前段の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職にされている者(条例第32条第1項の規定の適用を受けた職員を除く。)
- (2) 第2条第1項第3号に該当する者
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第5条の3第2項に規定する職員以外の職員

第8条 条例第29条第1項後段の規定で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号の一に該当する職員であった者
- (2) 第2条第2項第2号及び第3号に掲げる者

(勤勉手当の支給割合)

第9条 条例第29条第2項に規定する割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合(同条において「期間率」という。)に第13条に規定する職員の勤務成績による割合(同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第10条 期間率は、基準日以前6か月以内の期間における職員の勤務時間の区分に応じて別表第2に定めるところによる。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第11条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 停職にされていた期間
- (2) 休職にされていた期間(条例第32条第1項の規定の適用を受けた期間を除く。)
- (3) 条例第20条により給与を減額された期間
- (4) 公務若しくは通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)によらない負傷若しくは疾病又は職員の勤務時間等に関する条例(平成7年但馬広域行政事務組合条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)第10条の規定により与えられた介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日、休日及び勤務を要しない時間を指定された日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (5) 勤務時間条例第10条の2の規定により与えられた介護時間により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (6) 育児休業をした期間
- (7) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて、勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 基準日以前6か月の期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第12条 第6条の2第1項の規定は、前条第1項に規定する在職期間の算定について準用する。

2 前項に規定する在職期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

(勤勉手当の成績率)

第13条 成績率は、100分の315の範囲内で任命権者が定める。

(支給日)

第14条 条例第28条第1項及び条例第29条第1項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第3の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日（その日が休日、日曜日、又は土曜日（以下「休日等」という。）にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日等でない日）とする。

(端数計算)

第15条 条例第28条第2項の期末手当基礎額又は条例第29条第1項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成11年3月5日規則第7号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月28日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年9月20日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月15日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年12月22日規則第5号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月7日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月19日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月5日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月29日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表第 1（第 3 条・第 4 条・第 5 条関係）

給料表	職員	支給区分
行政職給料表	8 級に属する職員	I
	7 級に属する職員	II
	5 級に属する職員	
	4 級に属する職員	
	3 級に属する職員で 9 号給以上である職員	III

別表第 2（第 10 条関係）

勤務期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 ヶ月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

別表第 3（第 14 条関係）

基準日	支給日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日